

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

- 自動車整備分野の基準について -

平成31年3月
法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表
令和元年11月29日一部改正
令和3年2月19日一部改正

法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、自動車整備分野についても「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。

また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、自動車整備分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第358号。以下「告示」という。）において、自動車整備分野固有の基準が定められています。

本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第 1 特定技能外国人が従事する業務

<p>【関係規定】</p> <p>法別表第 1 の 2 「特定技能」の下欄に掲げる活動</p> <p>一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(第 2 条の 5 第 1 項から第 4 項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p>
<p>特定技能基準省令第 1 条第 1 項</p> <p>出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第 2 条の 5 第 1 項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成 31 年法務省令第 6 号)で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。</p> <p>二～七(略)</p>
<p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1) 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備</p>
<p>分野別運用要領(抜粋)</p> <p>第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>自動車整備分野において受け入れる 1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針 3(1)に定める試験区分及び運用方針 5(1)に定める業務に従い、上記第 1 の試験合格又は下記 2(1)の技能実習 2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：整備内容の説明及び関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>

自動車整備分野において受け入れる 1号特定技能外国人は、特定技能基準

省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されま
す（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは、認められません

- ・ 整備内容の説明及び関連部品の販売
- ・ 部品番号検索・部内発注作業
- ・ 車枠車体の整備調整作業
- ・ ナビ・ETC等の電装品の取付作業
- ・ 自動車板金塗装作業
- ・ 洗車作業
- ・ 下廻り塗装作業
- ・ 車内清掃作業
- ・ 構内清掃作業
- ・ 部品等運搬作業
- ・ 設備機器等清掃作業

なお、技能実習制度においては、作業の定義として、『地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業場（対象とする装置の種類が限定されていないこと）における作業でなければなりません。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみ自動車分解整備事業場は除くものとする。』とされていますが、特定技能においては、地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業場であって、対象とする装置の種類が限定されている事業場や、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみ事業場における業務も、自動車整備分野の業務に該当します。

【確認対象の書類】

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第8-1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、八及び二に該当することを要しない。

イ～ロ（略）

八 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車整備分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は自動車整備分野の第2号技能実習を修了した者とする。

（1）技能水準（試験区分）

「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」

（2）日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- （1）「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」

を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

1号特定技能外国人として自動車整備分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。

また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。

本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

なお、自動車整備分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

< 試験合格者の場合 >

技能水準を証するものとして、次のいずれか

- ・自動車整備分野特定技能評価試験の合格証明書の写し
 - ・自動車整備士技能検定試験3級の合格証明書の写し
- 日本語能力を証するものとして、次のいずれか
- ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

< 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合 >

技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合

- ・外国人自動車整備技能実習評価試験(専門級)の合格証明書又は実技試験の結果通知書の写し

技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1 - 2号）

* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）
技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の外国人自動車整備技能実習評価試験の合格証明書又は実技試験の結果通知書の提出が必要です。

外国人自動車整備技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していない場合(技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。)には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。

二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

イ 前3号のいずれにも該当すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「自動車整備分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

初めて自動車整備分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

なお、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は次のとおりです。特定技能外国人の受入れを検討している方は、管轄の地方運輸局又は沖縄総合事務局の窓口までご相談ください。

国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

加えて、特定技能所属機関は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けていなければなりません。

特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

また、登録支援機関は、支援責任者、支援担当者その他外国人の支援を行う者として、自動車整備士1級又は2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置かなければなりません。

上記、自動車整備士の養成施設における指導に係る実務経験者を選任する場合は、実際に従事した自動車整備士の養成施設の名称を明示してください。なお、国土交通大臣が申請により指定する自動車整備士の養成施設の一覧は次の国土交通省HPで公表されていますので、実務に携わった養成施設が該当するかどうかを確認の上、記載してください。

国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000004.html

【確認対象の書類】

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8 - 1号)(特定技能所属機関)

自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書(特定技能所属機関)

自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8 - 2号)(登録支援機関)

自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書(登録支援機関)

自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)

自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者の自動車整備士技能検定合格証の写し又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者の実務経験証明書(分野参考様式第8 - 3号)

実務経験証明書は、従事した自動車整備士養成施設の代表者が作成し、かつ、次の項目の記載が必要となります。

- ・ 氏名
- ・ 従事した自動車整備士養成施設の名称、住所
- ・ 実務経験期間(開始年月日及び終了年月日並びに経験年ヶ月)
- ・ 自動車整備士養成施設の代表者名(直筆又は代表者印の押印)
- ・ 担当していた指導実務内容

【留意事項】

特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会から発行される、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書の提出が必要です。

特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を

行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会から発行される、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書の提出が必要です。

登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

1号特定技能外国人の受入れ後に当該1号特定技能外国人が業務に従事する事業場に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものについては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。

二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合においては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

イ 前3号のいずれにも該当すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「自動車整備分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、

自動車整備分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能1号)

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五(略)

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

自動車整備分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。

1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。

1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8-1号)(特定技能所属機関)

別表(自動車整備)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等
			職種	作業		
【特定技能1号】 自動車の日常点検、定期点検整備、分解整備	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト	自動車整備	自動車整備	/	
	自動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)				

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。